

2010年8月12日
郵産労交 第1号

郵便局株式会社
代表取締役会長 古川 洽次 殿

郵政産業労働組合
中央執行委員長 廣岡 元穂

第33回定期全国大会要求書

第33回定期全国大会において、全国から寄せられた意見及び討議した内容を大会要求として提出しますので、誠意ある回答を求めます。

[事業に関する要求]

- 1 郵便局ネットワークを「地域や生活弱者の権利を保障し格差是正の拠点」として位置づけ地域のワンストップサービスに貢献する経営を行ない、ユニバーサルサービスを維持するため郵便局の統廃合は行なわないこと
- 2 2009年12月4日、総務省から監督命令により、関東財務局から業務改善命令を受け、業務改善計画を提出しています。その考えかたを示し、職場における具体的な計画・対策の実施を明らかにすること
- 3 「不動産の活用」については地域住民、地元自治体等との協議、合意の上に国民のために役立てる方向でおこなうこと
- 4 地域の郵便局を存続し、人による対面サービスをおこなうこと
- 5 10年以上同じ局にいる職員の人事異動の考え方をあきらかにし、異動にあたっては、社員申告による本人希望とすること
- 6 取扱い手続きの変更は、緊急を要する以外は年1回の改定にすること。また、貯金や保険等の改定については時期をずらして社員への負担を減らすこと。改定の際は、講師による研修を行い、社員全員（非正規社員を含む）を対象に勤務時間・超勤で対応すること
- 7 新規採用者や人事異動で配属された社員には、最低1カ月の教育期間を設け、職場訓練等行なうこと。訓練にあたっては、専門の要員を配置すること
- 8 業務量に見合った要員配置をすること。また、欠員の補充については正社員とすること
- 9 過大な目標の必達のためにパワハラ指導がある。是正すること
- 10 渉外員配置局（貯金・保険）の職員の1週間の他局研修の考えと計画・対策の実施をあきらかにすること
11. 郵便窓口端末機は郵便窓口数を配備すること
12. 日締め処理前に物販の在庫数が判るようにシステムを改善すること

[労働時間に関する要求]

- 1 年間総実労働時間「1,800時間」を早期に達成すること。会社としての取組状況及び到達を明らかにすること
- 2 外務作業をする労働者は一日7時間、一週35時間、完全週休二日制とすること
- 3 非番日については「週休日」とすること
- 4 時間外労働は一日2時間、一週5時間、月20時間、年間120時間以内（週休日など休日労働含め）とすること

- 5 1日10時間労働については見直し8時間を限度とすること
- 6 社員の休息時間については、日勤で4時間につき20分を基本とし、勤務の種類ごとに拡大すること
- 7 非正規社員が超過勤務を行った場合は法内であっても割増賃金を支払うこと

[諸休暇に関する要求]

- 1 年次有給休暇は年間「28日」とすること
- 2 特別休暇については以下の通り改善すること
 - ①忌引きについては以下の通りとすること
 - ア. 配偶者は現行7日を10日にすること
 - イ. 子は現行5日を7日にすること
 - ウ. 兄弟姉妹の配偶者及び配偶者の兄弟姉妹は現行1日を3日にすること
 - エ. 配偶者の親は現行3日を7日にすること
 - オ. 配偶者の伯父伯母、配偶者の兄弟姉妹の配偶者は1日とすること
 - ②子の祭日を特別休暇とすること
 - ③配偶者の祭日を特別休暇とすること
 - ④産前休暇は8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間を就労禁止期間とすること
 - ⑤妊娠後産前休暇前まで、勤務の前後1時間を特別休暇とすること
 - ⑥結婚休暇は10日間とすること
 - ⑦配偶者の出産休暇は12日以内とすること
 - ⑧夏期休暇は5日間とすること
 - ⑨20年勤続者には5日間、30年勤続者には10日間を特別休暇とすること
- 3 育児休業について
 - ①育児休業中の賃金は全額保障すること
 - ②育児休業期間は6歳まで拡大すること
 - ③育児休業の回数は制限を設けないこと
 - ④育児部分休業については1日2回それぞれ1時間とすること
- 4 介護休暇について
 - ①介護休業期間中の給与は会社が全額保障すること
 - ②介護休暇は有給とすること
- 5 非正規社員について
 - ①年次有給休暇は、正社員並みにすること
 - ②夏期休暇・冬期休暇については、正社員並みにすること
 - ③その他の休暇についても正社員並みにすること

[人事・労務政策に関する要求]

- 1 昇任、昇格、転勤、社宅入居、出張、訓練などにあたって組合間差別は行わないこと
- 2 健康上その他の理由による外務職から内務職への変更は、所属長の判断にすることとし、本人希望及び医師の診断等により実施すること
- 3 「厳重指導」「宣誓書」等の法を逸脱し、人権を侵害し民主主義を踏みにじる専制的な労務管理を改めること
- 4 本人同意のない配置転換は行なわないこと

[社宅に関する要求]

- 1 今年度の社宅建設計画を明らかにすること
- 2 大都市圏での社宅を増設すること。なお、世帯用は、3LDK（75㎡）以上、独身者は1DK（13.2㎡）以上の広さを最低確保すること、また、高齢化社会に応じた老人、障害者に配慮したバリアフリー対策を行うこと
- 3 看護師用の世帯及び独身用社宅を、病院近くに増建設すること
- 4 既婚女性職員の社宅入居は「主たる生計主」のいかんに関わらず、入居できるよう配慮すること
- 5 社宅入居の選考は、希望申込順を原則とする等選考基準を明らかにし、公開、民主、公平により行うこと
- 6 社宅の畳、ふすま及び入浴施設の更改については、居住者負担をやめて会社負担とすること
- 7 短時間職員、非正規社員についても社宅に入居できるようにすること

[共済組合に関する要求]

- 1 共済掛金の負担割合を会社7割、本人3割とすること
- 2 共済組合の運営について将来見通しを明らかにすること
- 3 共済年金支給は60歳支給を原則とし、退職後55歳以上での希望者にも支給できるよう改善を行うこと
- 4 共済組合の住宅、教育貸付利息は、引き下げること
- 5 勤続20年祝い金20万円、30年祝い金30万円とすること
- 6 勤務時間が6時間未満の非正規社員についても、希望のある人については、健康保険などの社会保険を入れること

[労働安全衛生に関する要求]

- 1 ILOの条約と勧告のうち直接、間接に安全と衛生に関するものがあります。日本で批准・未批准関係なく尊重し、守ること
- 2 各支店において労働安全衛生マネジメントシステムに基づく安全衛生の計画、実行、評価、改善のサイクルを社員に周知徹底すること
- 3 メンタルヘルスでの休職・長期病休者数をそれぞれ明らかにすること。また、対応については、厚生労省の指針に基づき対応し、特に職場復帰プログラムを明らかにすること
- 4 労働安全衛生法に基づく「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」を守ること。特に作業所については、暑い、寒い、という不快な状態にしないこと。また、経費節減のもとで「手抜き」の清掃が全国的に蔓延しています。働きやすい職場環境を再指導すること
- 5 健康診断については内容を充実すること。
 - ①成人病対策として、35歳以上については定期健康診断と成人病予防診断（ミニドック）を隔年ごとに組み合わせ実施すること
 - ②胃、腸、腰痛なども希望者は検診できるようにすること
 - ③人間ドックの検診の項目に、がん及び脳健診を無料で行なえるようにすること
 - ④定期健康診断における問診については個室において行うこと

- 6 新規採用訓練に産業医・保健婦などによる衛生教育を実施すること
- 7 健康管理機関に精神科専門医を配置し、日常的に相談診察できる体制をつくること
- 8 厚労省指針に基づき、心の健康づくりを各職場ごとに策定すること
- 9 安全衛生委員会は、各労働組合が公平に参加できる体制とすること
- 10 メンタルヘルスは、社会問題となっています。メンタルヘルスでの休職・長期病休数を明らかにすること。また、職場復帰に向けたプログラムを明らかにすること
- 11 厚労省から出ている腰痛予防の指針では明らかに女性の取り扱う重量は男性に比べ軽く指示されています。現場の作業でも配慮すること

[労働基本権・組合活動に関する要求]

- 1 労働組合が自主的に開催する学習会、集会等への当局の介入、監視等、憲法21条に違反する行為はやめること
- 2 団体交渉については、中央、地方、職場各段階で保証し、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第八条規定の団体交渉事項を完全に保証すること。また、管理運営事項であっても、労働条件に関わる事項について団交事項とすること
- 3 時間外労働、休日労働の通知は4時間・前日の正午までの原則を厳守すること
- 4 時間外労働及び休日労働について、職員の健康その他正当な理由による申立てがある場合、強要・強制はしないこと。また、正当な理由かどうかの判断については、労使協議によることとし、その結論までの間は「命令」としないこと
- 5 休憩時間内労働やタダ働きを根絶し、所定内労働時間を超えた労働はすべて超勤手当をつけること
- 6 就業規則の改正にあたっては事前に説明すること
- 7 組合休暇については改善すること
- 8 地方本部・支部に、組合事務室及び掲示板を供与すること。設置に関しては、組合間差別は行わないこと
- 9 会議室使用等庁舎使用について、使用計画がない場合は「不許可」としないこと
- 10 組合掲示板、組合機関紙への内容及び配布に対する、不当な干渉はやめること

[人権に関する要求]

- 1 茶髪・ピアス・ヒゲなどは個人の趣向とともに人格権に関わる問題である。一方的な禁止命令及び評価は止めること
- 2 防犯を名目としたロッカー点検が行われていますが、職員・非常勤職員等を犯罪者扱いしたやり方であり、個人の人権を著しく傷つけるものです。会社の品位を地に落とすこのような行為は今後断じて行わないこと
- 3 女性のロッカーを男性社員が検査する事例が後を絶たない。一切やめるように指導すること
- 4 防犯を口実にした始業時・終業時のポケット検査はやめること
- 5 職場におけるセクシャルハラスメントがあとをたちません。指導徹底すること
- 6 管理者や役付き社員のパワーハラスメントがあります。根絶に向けての指針を出すこと

以上